

平成 26 年 度

昭 島 市 特 別 会 計 予 算 大 綱

【ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま】

国民健康保険特別会計
介護保険特別会計
後期高齢者医療特別会計
下水道事業特別会計
中神土地区画整理事業特別会計

昭 島 市

平成26年度国民健康保険特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根本を支える制度として、地域住民の安心・安全な医療の確保と健康保持増進に大きな役割を果たしてきた。しかしながら国民健康保険を取り巻く環境は、加入者の年齢構成が高く医療費の水準が高いこと、所得水準が低く保険税負担が重いという構造的な問題に加えて、超高齢化社会の到来や景気の低迷が相俟って、国民健康保険の運営は極めて厳しい状況となっている。

一方、国においては少子高齢化が一層進んでいく社会にあっても、社会保障を持続可能なものとするため、社会保障制度改革国民会議の意見を踏まえ、改革が進められようとしている。その改革の一端として、国民健康保険料（税）について、負担の公平の確保の観点から、低所得世帯への配慮として5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡大する一方で、高所得世帯の負担限度額の引上げを平成26年4月から実施する準備を進めている。

本市の国民健康保険特別会計については、平成24年度に実施した保険税率改定と、保険税の収納率向上により、一定程度の財政の健全化が図られた。しかし、医療費の継続的な増加や、それを上回る勢いで現役世代が高齢者の医療や介護を支えるための支援金等が伸びていることから、今後も厳しい財政運営が続くことが見込まれている。

本年度の予算編成においては、医療分の賦課方式の4方式から2方式への変更と、増大する支援金等に対応するため、1人当たり平均5,002円、6.4%の保険税の改定を行うとともに、保険税の収納確保のため、引き続き収納に係る嘱託職員の雇用や電話催告業務の委託等により、納税課と連携して一層の保険税の収納確保を図るものである。また、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上により生活習慣病の発症や重症化を予防し、医療費の抑制を図るとともに、レセプト点検やジェネリック医薬品の差額通知などの医療費の適正化の取組に努めるものとする。

なお、今回の改定では、世帯員が多くなるほど改定による負担が重くなる国民健康保険税の特性を考慮して、本市独自軽減策として実施している、18歳未満の第3子目以降の均等割を半額に減じる軽減措置を第2子目までに拡大するとともに、第3子以降については9割軽減措置に拡充することとした。

また、保険税の収納率向上による交付金の増などにより積み立てた国民健康保険事業運営基金からの繰入金を活用したことから、一般会計からの繰入金を減額した。

なお、今後予定されている社会保障制度改革において、国民健康保険制度は、その財政運営は都道府県が担うことを基本に、市町村との適切な役割分担を構築することとなっており、制度発足以来の大きな制度改革を迎えようとしている。制度改革で最も大きな課題となるのは、財源問題であり、国と地方の協議の場の議論においても、増加する医療費などを誰がどのように負担するのかが大きな課

題となっており、今後の国の動向や、国と地方の協議の場における論議等を注視していく必要がある。

II 予算の内容

本年度の国民健康保険特別会計の予算規模は、12,749,600千円で前年度に比較して99,600千円(0.8%)の増となっている。この主な要因は、保険給付費の伸びを見込んだことによるものである。なお、被保険者数については、平成25年度は33,400人と見込んでいたが、平成25年度は前年に対して減少しているため、平成26年度においては33,000人と見込むとともに、医療費である保険給付費については、前年度までの給付実績を勘案し、対前年度比1.9%増の8,733,211千円と算定した。

1 歳入

国民健康保険税は、保険税の改定及び被保険者数の減少を勘案し、前年度に比較して125,638千円(4.9%)増額し、2,664,873千円を計上した。

一部負担金は、科目存置とした。

国庫支出金は、前年度に比較して120,623千円(4.7%)減額し、2,469,475千円を計上した。この内訳は、国庫負担金2,160,556千円及び国庫補助金308,919千円となっている。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費負担に係る交付金であるが、前年度に比較して19,000千円(2.5%)増額し、781,001千円を計上した。

都支出金は、前年度に比較して15,148千円(2.1%)減額し、701,396千円を計上した。この内訳は、都負担金80,797千円及び都補助金620,599千円となっている。

前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をするため、前期高齢者の医療費負担が重い国民健康保険の保険者などに交付されるもので、前年度に比較して239,453千円(7.9%)増額し、3,282,929千円を計上した。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金で、前年度に比較して8,710千円(0.7%)減額し、1,232,885千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業交付金261,193千円及び保険財政共同安定化事業交付金971,692千円となっている。

財産収入は、国民健康保険事業運営基金利子として77千円を計上した。

繰入金は、前年度に比較して140,000千円(8.0%)減額し、1,600,000千円を計上した。この内訳は、保険税収納率の向上により、前年度の収支が黒字となり、国民健康保険事業運営基金に一定の積立ができたことから、基金繰入金は前年度と同額の200,000千円を計上し、一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金及びその他一般会計繰入金を合わせて、前年度に比較して140,000千円減額し、1,400,000千円となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度と同額の16,962千円を計上した。この内訳は、延滞金、加算金及び過料10,000千円、市預金利子10千円及び雑入6,952千円となっている。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して3,986千円（2.1%）減額し、183,214千円を計上した。この内訳は、総務管理費91,475千円及び徴税費91,739千円となっている。

保険給付費は、最近の医療費の動向等を勘案し、前年度に比較して162,042千円（1.9%）増額し、8,733,211千円を計上した。この内訳は、療養諸費7,690,657千円、高額療養費947,214千円、移送費240千円、出産育児諸費75,600千円、葬祭費11,000千円及び結核・精神医療給付金8,500千円となっている。

介護保険納付金は、前年度に比較して2,039千円（0.3%）減額し、739,002千円を計上した。

老人保健拠出金は、老人保健事務費拠出金として59千円を計上した。

共同事業拠出金は、高額医療費共同事業に係る拠出金や保険財政共同安定化事業に係る拠出金などで、前年度に比較して50,095千円（3.9%）減額し、1,232,520千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業医療費拠出金257,071千円、保険財政共同安定化事業医療費拠出金975,112千円及び事務費拠出金337千円となっている。

後期高齢者支援金等は、全医療保険者が後期高齢者医療制度の医療費の4割に相当する額を支援金として拠出するもので、前年度に比較して21,084千円（1.2%）減額し、1,735,751千円を計上した。

前期高齢者納付金等は、前年度に比較して139千円（12.3%）増額し、1,267千円を計上した。

保健事業費は、健康維持増進事業及び特定健康診査事業などの経費を見込み、前年度に比較して9,645千円（10.1%）増額し、105,485千円を計上した。

基金積立金は、国民健康保険事業運営基金積立金として77千円を計上した。

公債費は、一時借入金利子として、前年度と同額の13千円を計上した。

諸支出金は、前年度に比較して5,000千円（45.5%）増額し、16,001千円を計上した。この内訳は、保険税還付金16,000千円、返還金を科目存置とした。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

平成 26 年度介護保険特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、介護が必要な高齢者を社会全体で支援する仕組みとして平成12年度に施行され、現在では高齢者の介護を支える制度として市民生活に不可欠なものとなっている。

一方で、増大するサービス利用と保険給付費に対応するため、平成18年度の介護保険法の改正により、予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系が導入され、平成26年度末を一つの目標時期として、中期的な視点で様々な取組を行ってきた。

また、平成24年度の制度改正においては、高齢化が本格化する平成27年度以降を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアシステムの構築を目指した介護保険法等の改正が行われた。

しかし、高齢化のさらなる進展に伴う要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護需要はますます増大するものと予測され、制度の持続可能性を確保することが再び重要な課題となっている。

平成27年度からの第6期介護保険事業計画期間における制度改正においては、介護予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）の地域支援事業への移行や、特別養護老人ホームの中重度者への重点化、一定以上所得者の利用者負担や補足給付の費用負担の見直しなど大幅な改正が行われる一方で、低所得者の1号保険料の軽減強化も行われる予定である。

こうした中、本年度の介護保険事業は、今後予定されている制度改正の動向を注視し、地域特性、地域活力を最大限に取り入れた第6期介護保険事業計画の策定に努めるとともに、引き続き介護予防の重視を基本とし、第5期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センター機能の充実や、平成27年4月の開設を目途とした特別養護老人ホーム等のサービス提供基盤の整備、事業所への実地指導による介護給付費等適正化事業の実施など、「高齢者がいきいきと暮らすまち昭島」の実現に向けた取組を推進するとともに、的確な財源の確保に努め、安定的な事業運営に取り組むものとする。

本年度の予算編成に当たっては、第5期介護保険事業計画に基づいて、増加する介護需要に対応する必要な保険給付費の確保を図るとともに、第4期介護保険事業計画期間内に借り入れた東京都の財政安定化基金への返済を含め、公平公正な保険料収入の確保を行い、保険財政の収支の均衡に配慮したところである。

II 予算の内容

本年度の介護保険特別会計の予算規模は、7,349,113千円で、前年度に比較して292,113千円（4.1%）の増となっている。この主な要因は、第5期介護保険事業計画において見込んだ平成24年度から3年間の総保険給付費を基に、保険給付費を前年度比5.1%の増で見込んだことによるものである。

1 歳 入

保険料（第1号被保険者の保険料）は、前年度に比較して30,134千円（1.9%）増額し、1,649,778千円を計上した。これは、第1号被保険者の増加を見込み算出したものである。

国庫支出金は、前年度に比較して74,847千円（5.3%）増額し、1,493,828千円を計上した。この内訳は、保険給付費の負担割合から算出した国庫負担金1,232,761千円及び調整交付金や地域支援事業交付金などの国庫補助金261,067千円となっている。

支払基金交付金は、前年度に比較して98,449千円（5.1%）増額し、2,045,633千円を計上した。これは、第2号被保険者の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費の負担割合から算出した介護給付費交付金2,023,563千円及び地域支援事業支援交付金22,070千円である。

都支出金は、前年度に比較して42,827千円（4.2%）増額し、1,060,893千円を計上した。この内訳は、保険給付費の負担割合から算出した都負担金1,035,026千円、地域支援事業に対する都補助金25,867千円である。

財産収入は、介護保険給付事業運営基金利子として66千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金で、前年度に比較して45,820千円（4.4%）増額し、1,096,820千円を計上した。一般会計繰入金は、前年度に比較して45,800千円（4.4%）増額し、1,079,800千円を計上した。この内訳は、保険給付費及び地域支援事業に係る繰入金898,093千円並びに人件費・事務経費等に係る繰入金181,707千円となっている。

また、基金繰入金は、介護保険料の急激な上昇を緩和するため、介護保険給付事業運営基金から17,020千円を繰り入れるものである。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度と同額の2,094千円を計上した。この内訳は、市預金利子40千円及び雑入2,052千円などである。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して4,323千円（2.5%）増額し、180,757千円を計上した。この内訳は、総務管理費110,385千円、徴収費10,031千円及び介護認定審査会費59,053千円などである。

歳出予算の94.9%を占める保険給付費は、介護サービス費用の増加を見込み、前年度に比較して337,800千円（5.1%）増額し、6,977,804千円を計上した。この内訳は、在宅及び施設給付費としての介護サービス等諸費6,193,404千円、居宅給付が主である介護予防サービス等諸費330,400千円、高額介護サービス等費152,000千円、高額医療合算介護サービス等費21,000千円及び特定入所者介護サービス等費272,200千円などである。

財政安定化基金拠出金は、科目存置とした。

地域支援事業費は、前年度に比較して、3,178千円（1.9%）減額し、

160,900千円を計上した。この内訳は、介護予防事業費78,100千円及び包括的支援事業・任意事業費82,800千円となっている。

基金積立金は、介護保険給付事業運営基金積立金で76千円を計上した。

公債費は、第4期介護保険事業計画期間に借り入れた財政安定化基金への償還金など25,573千円を計上した。

諸支出金は、保険料還付金及び減免事業特例給付費などで、3,002千円を計上した。

予備費は、前年度と同額の1,000千円を計上した。

平成26年度後期高齢者医療特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

後期高齢者医療制度は、財政運営の責任主体を明確化するとともに、高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担の明確化、公平化を図ることを目的として、それまでの老人医療制度に替わる制度として、平成20年4月に創設された。

発足当初は、制度に対する様々な意見や批判が寄せられたため、低所得者の保険料負担や医療費の窓口負担の軽減の拡大など、よりよい制度とするための見直しが行われ、施行から6年が経過した現在では、制度として定着している。

後期高齢者医療制度は、2年を単位とする財政運営で行われるが、平成26年度は、新たな2年の財政運営の初年度であり、保険料の改定の年度に当たる。東京都後期高齢者医療広域連合では、これまで保険料の上昇抑制策として、62区市町村による保険料軽減対策の継続や、財政安定化基金・剰余金の活用などの対応を図り、保険料負担の軽減に努めてきた。

しかし、高齢化や医療技術の高度化などに伴う医療費の増加や、景気の低迷による被保険者の所得の減少などにより、平成26年度以降の保険料負担の増加は避けられない状況にある。このため、東京都後期高齢者医療広域連合では、62区市町村による保険料軽減対策を継続するとともに、財政安定化基金の活用を図ることにより、保険料率は、均等割額は5.2%、所得割は9.6%の増としたところである。

一方で、社会保障制度の改革の道筋を示したプログラム法においては、後期高齢者医療制度は、現行制度を基本としながら、持続可能な医療保険制度を構築するための必要な措置の実施状況により、高齢者医療制度の在り方等について見直しの検討を行うとされており、引き続き高齢者が安心して医療を受けることができるよう、広域連合とも連携して円滑な事業運営に努めなければならない。

本年度の予算編成に当たっては、歳入では、高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、保険料や一般会計繰入金などを計上した。歳出では、東京都後期高齢者医療広域連合に支出する療養給付費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金等のほか、保険料の軽減措置に係る特別対策費等を含めた広域連合納付金を計上するなど、必要な経費を見積もるとともに、事業運営に要する経費の縮減などにも配慮したところである。

II 予算の内容

本年度の後期高齢者医療特別会計の予算規模は、1,961,115千円で前年度に比較して109,521千円(5.9%)の増となっている。この主な要因は、保険料改定による増収や被保険者数を対前年度比400人(3.7%)増の11,300人と算定したことによるものである。

また、医療費の給付や保険料の賦課等については、東京都後期高齢者医療広域連合が行うこととされており、本予算はこの広域連合が行う事務を除いた受付事務、保険料徴収事務や保健事業等の経費を計上するとともに、後期高齢者医療保

険料や繰入金、広域連合納付金などについては、東京都後期高齢者医療広域連合の積算値を基本に計上したものである。

1 歳入

後期高齢者医療保険料は、保険料改定及び被保険者数の増を勘案し、前年度に比較して64,710千円（8.2%）増額し、858,167千円を計上した。

広域連合支出金は、東京都後期高齢者医療広域連合から健康診査事業等の委託金として交付されるもので、前年度に比較して811千円（1.6%）増額し、52,933千円を計上した。

繰入金は、前年度に比較して44,000千円（4.4%）増額し、1,050,000千円を計上した。この内訳は、療養給付費繰入金699,392千円、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金160,612千円及び事務費等繰入金189,996千円となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、14千円を計上した。この内訳は、延滞金、還付加算金、保険料未収金補填分負担金償還金及び雑入となっており、それぞれ科目存置とするとともに市預金利子については10千円を計上した。

2 歳出

総務費は、前年度に比較して12,953千円（28.2%）増額し、58,961千円を計上した。この内訳は、職員の給料等の総務管理費38,331千円及び保険料の徴収費20,630千円である。

広域連合納付金は、前年度に比較して93,695千円（5.4%）増額し、1,824,664千円を計上した。この内訳は、医療給付費の定率（1/12）負担分である療養給付費負担金699,392千円、被保険者の保険料相当分の保険料負担金858,167千円、低所得者の保険料軽減分である保険基盤安定負担金160,612千円、事務費負担金32,659千円及び保険料軽減措置負担金73,833千円などとなっている。

なお、この保険料軽減措置負担金は、東京都後期高齢者医療広域連合が前年度に引き続き実施する保険料軽減対策に伴うものである。この内訳は、審査支払手数料分23,836千円、保険料未収金補填分17,514千円、保険料所得割額減額分1,263千円及び葬祭費負担金31,220千円となっている。

保健等事業費は、71,489千円を計上した。この内訳は、脳ドック利用補助事業費を含む保健事業費41,489千円及び葬祭費30,000千円である。

諸支出金は、保険料還付金として、前年度に比較して500千円（20.0%）増額し、3,000千円を計上するとともに一般会計繰出金を科目存置とした。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

平成26年度下水道事業特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

公共下水道は、健康で快適な市民生活を営むうえで欠かすことのできない都市の基盤となる施設であるとともに、豊かな緑と豊富な地下水に恵まれた昭島市の環境と市民生活を次の世代に伝えていくためにも不可欠なものである。本市の下水道事業は、市内全域における污水管整備をほぼ達成したものの、雨水管整備については毎年市内の一部で浸水被害なども発生しており、早期の幹線管渠の整備とともに枝線の面的整備が期待されている。

このため、本年度の予算編成に当たっては、「昭島市下水道総合計画」に基づき下水道事業の計画的な整備や維持管理等を行うことを基本としながら、下水道の普及により快適に暮らせる生活環境の維持・向上を目指し、優先する雨水管整備事業、污水管の耐震化事業を進めるとともに、立川基地跡地昭島地区の公共下水道整備事業を実施する。

主な事業としては、前年度に引き続き、社会資本整備総合交付金の対象となる主要雨水管整備及び管渠耐震化工事委託を継続し、立川基地跡地昭島地区の污水管及び雨水管の整備、また都市計画道路3・4・1号線の道路工事に伴う先行工事として、雨水管及び污水管の整備を実施する。

歳入については、根幹をなす下水道使用料収入について、使用水量が減少傾向にあるが、消費税率改正を考慮した。

また、管きよの整備には国都補助金の活用を図った。

II 予算の内容

本年度の下水道事業特別会計の予算規模は、3,174,740千円で前年度に比較して84,597千円（2.6%）の減となっている。

1 歳入

分担金及び負担金は、受益者負担金の猶予取消分として、前年度に比較して91千円（16.3%）増額し、648千円を計上した。

使用料及び手数料は、下水道使用水量は減少傾向にあるが、消費税率の改定から、前年度に比較して5,836千円（0.4%）増額し、1,607,121千円を計上した。

国庫支出金は、対象事業費が減少することから、前年度に比較して70,000千円（14.7%）減額し、405,200千円を計上した。

都支出金は、公共下水道事業費補助金の対象事業費が減少することから、前年度に比較して4,350千円（20.6%）減額し、16,750千円を計上した。

財産収入は、下水道事業財政運営基金利子として150千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金で、前年度に比較して34,400千円（6.6%）増額し、556,201千円を計上した。下水道事業財政運営基金繰入金については科目存置とした。

繰越金は、前年度と同額の10,000千円を計上した。

諸収入は、市道昭島49号污水管工事費負担金の増により、639千円（1.3%）

増額し、50,270千円を計上した。

市債は、公共下水道事業及び流域下水道建設負担金予定額から、前年度に比較して51,300千円（8.8%）減額し、528,400千円を計上した。

2 歳 出

歳出については、主に雨水管及び污水管整備に要する事業費と、污水处理等に係る維持管理経費である。

総務費は、職員人件費の職員手当や一般事務費等が増になったことから、前年度に比較して10,372千円（4.7%）増額し、232,085千円を計上した。この内訳は、職員人件費99,064千円、下水道使用料徴収委託料66,284千円及び公課費59,107千円などとなっている。

事業費は、雨水管・污水管の整備、管渠耐震化事業及び立川基地跡地昭島地区における公共下水道整備事業を引き続き実施するため、前年度に比較して6,582千円（0.3%）増額し、2,097,715千円を計上した。この内訳は、管渠維持費718,628千円、管渠建設費1,239,852千円及び流域下水道費139,235千円となっている。

基金積立金は、下水道事業財政運営基金積立金として150千円を計上した。

公債費は、市債現在高の減少などにより、前年度に比較して101,638千円（10.8%）減額し、841,789千円を計上した。この内訳は、元金償還額662,673千円及び利子償還額179,116千円となっている。

諸支出金は、科目存置とした。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

III 主要な施策

- 1 中部1号幹線築造工事委託（3か年継続事業の3年目）
- 2 中部5号幹線ほか1枝線築造工事
- 3 立川基地跡地昭島地区公共下水道整備工事委託
- 4 震災時における下水道機能を確保するための管渠耐震化事業

平成26年度中神土地区画整理事業特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

昭島都市計画中神土地区画整理事業第二工区は、昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会で合意された「基本計画」に基づき、「すみよいまちづくり」に向け、工区を駅前・北・西の三つのブロックに分割し、現在、駅前ブロックの事業を施行している。

平成26年度においても引き続き、駅前ブロックの道路等の公共施設整備のため、街区・画地への建築物・工作物を収める移転補償を重点に置き、市街地の造成を図るとともに、区画道路の築造工事を行う。

また、平成23年度に供用開始した都市計画道路3・5・4号との交通動線を確保するため、狭隘により交通の支障となっている西ブロック内の市道昭島10号の拡幅整備事業を行うとともに、駅前ブロックの事業完了後の円滑な事業展開を図るため、平成25年度に引き続き北ブロックを中心とした減歩緩和のための事業用地の取得事業に重点を置き進めていく。

II 予算の内容

本年度の中神土地区画整理事業特別会計の予算規模は619,903千円で、前年度に比較して119,400千円（23.9%）の増となっている。

1 歳入

使用料及び手数料は、前年度と同額の2,500千円を計上した。

国庫支出金は、駅前ブロックの建築物等移転補償費等に係る社会資本整備総合交付金であり、対象事業費が増加することから、前年度に比較して120,000千円（240.0%）増額し、170,000千円を計上した。

都支出金は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の対象事業に連動する補助金であり、前年度に比較して60,000千円（240.0%）増額し、85,000千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金として、前年度に比較して30,100千円（8.6%）減額し、319,900千円を計上した。

保留地処分金は、前年度に比較して30,500千円（41.8%）減額し、42,500千円を計上した。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、市預金利子及び雑入として、2千円を計上した。

2 歳出

総務費は、前年度に比較して5,000千円（4.7%）減額し、101,867千円を計上した。この要因は、職員人件費の減などによるものである。

事業費は、駅前ブロックの建物等移転のための補償費などであり、前年度に比較して124,400千円（31.8%）増額し、516,000千円を計上した。この内訳は、

調査設計費11,265千円、工事費17,660千円、事業用地取得費101,075千円及び補償費386,000千円となっている。

公債費は、一時借入金利子として、前年度と同額の35千円を計上した。

諸支出金は、科目存置とした。

予備費は、前年度と同額の2,000千円を計上した。

Ⅲ 主要な施策

第二工区駅前ブロック事業については、引き続き完了に向け、建築物等の移転を行うとともに、区画道路等の整備を行う。また、区画整理事業との整合性を図る中で、平成23年度に供用開始した都市計画道路3・5・4号と接道する市道昭島10号について、狭隘による交通の支障を改善するため事業用地の取得に努めるとともに道路整備の推進を図り、第二工区内の幹線道路のネットワーク化を目指す。併せて、駅前ブロック完了後の円滑な事業展開を図るため、北ブロックを中心とした事業用地の取得を進める。